



▼△ 12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに △▼

2024年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証）を基本とする仕組みに移行していきます。

今回は、切り替わりの移行期間中にも安心してマイナ保険証を使うための情報をお伝えします。

（※マイナ保険証を持っていない人には、現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」を無償で申請によらず交付されることとなっています）。

■マイナ保険証とは？

医療機関や薬局の顔認証付きカードリーダーなどでマイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、すぐにその場で従来の健康保険証の代わりに利用することができます。

利用登録されたマイナンバーカードは「マイナ保険証」と呼ばれ、2024年1月28日時点で、すでにマイナンバーカードを持っている人の約8割が、利用登録を完了しているとのことです。

■マイナ保険証の利用・登録方法

マイナ保険証は、医療機関・薬局で、また、診察受付と同時に利用登録も行えます。

◎ステップ1

- ・受付：マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

◎ステップ2

- ・本人確認：「顔認証」を行うか、「暗証番号（マイナンバーカード申請時に設定した4桁の番号）」を入力する

◎ステップ3：・過去の診療、お薬情報の提供など同意事項の確認診療・薬剤・特定健診情報などの利用について確認・選択する（例：「過去の手術以外の診療・お薬情報を当機関に提供することに同意しますか。この情報はあなたの診察や健康管理のために使用します」→同意する・同意しない）

◎ステップ4

- ・受付完了：受付を完了したらカードを取って呼び出しを待つなお、これまでは、高額療養費制度を利用する場合は、続けて「高額療養費制度を利用」を押し、限度額情報を「提供する」を選択する必要がありました。それが10月7日からは、「提供する」を選択しなくても、高額療養費制度が利用できるようになりました。

◎補足

- ・健康保険証として登録：マイナンバーカードの健康保険証としての利用登録が済んでいない人は、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置き本人確認を行った後に、利用登録の画面が表示されます。

ここで、「登録する」を選択すれば、登録完了です。

そのまま健康保険証を利用する場合には再度、診療・お薬情報の提供などの同意確認が必要です。

■マイナ保険証を使うメリット

- ・いつもの通院などが便利に医療機関や薬局での受付をカードリーダーでスムーズに行えます。

今までに使ったお薬の情報や過去の特定健診の結果を、本人の同意があれば医師や薬剤師などと共有でき、正確なデータに基づく診療・薬の処方が受けられます。これにより、お薬の飲み合わせや分量の調整がしやすくなります。旅行や引っ越しで初めての医療機関・薬局を受診等する際にも安心です。

電子処方箋に対応した医療機関・薬局をマイナ保険証で受診等すると、本人の同意のもと、「直近の」薬の情報も医師や薬剤師などと共有でき、重複投薬を避けたり、一緒に飲んではいけないお薬の処方を未然に防いだりすることができます。薬局では、調剤を受けたい医療機関の電子処方箋を、カードリーダーで簡単に選択できます。

さらに、オンライン診療やオンライン服薬指導の際にも、医療機関へ処方箋を受け取りに行ったり、薬局へ処方箋を持参したり、郵送してもらうなどの負担がなくなります。

また、限度額適用認定証を提示しなくても、

『窓口で高額療養費制度の限度額を超えた額の一時的な支払いが不要』になるので、急なケガや病気で手術や入院が必要になった場合にも安心して医療を受けることができます。

- ・こんなところも便利に

就職や転職、引っ越しをしても、保険証を切り替える必要がなく、マイナンバーカードを保険証としてそのまま使うことができます。

(医療保険者が変わる場合は、加入の届出が必要です。)

また、行政手続きのオンライン窓口である「マイナポータル」で自分の特定健診の情報やお薬の履歴、受けた治療や医療費を確認できます。

マイナポータルと e-Tax を連携すると、医療費控除に使用できる医療費通知情報をマイナポータル経由で取得して、確定申告書に自動入力することができます。

□□ 救急の患者にマイナ保険証の薬剤情報が役立った事例 □□

マイナ保険証を利用すると、初めて受診する医療機関でも、本人が同意すれば今までに使ったお薬の履歴や特定健診の結果を医師と共有できます。

実際に、ある病院で初診の急患が来院した際、治療に活用できる情報が何もありませんでした。たまたまマイナンバーカードを持っていたので、ふだん飲んでいる薬や特定健診の血液検査などの結果が判明し、早期治療につながった事例がありました。

このようにマイナ保険証は、救急や旅行先での受診といった、いざというときの安心にもつながります。

■マイナ保険証の安全性は？

マイナ保険証(マイナンバーカード)は、中の IC チップ に医療情報などのプライバシー性の高い情報は記録していないなど、安全性に十分配慮したものとなっています。

※ただし、キャッシュカードと同様に暗証番号をむやみに他人に教えたりしてはいけません。

・顔認証か 4 桁の暗証番号が必要なため、他人がマイナ保険証(マイナンバーカード)を使って手続きすることはできない

※暗証番号を 3 回間違えると機能がロックされ、再設定が必要

・マイナンバーカードの IC チップ には、医療情報、また税や年金などのプライバシー性の高い情報は含まれていない

さらに、IC チップ の情報を不正に読み出そうとするとチップが壊れるセキュリティ対策が施されている

※医療機関等では、マイナンバーカードの IC チップ 中の「電子証明書」を使うため、自分の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもない

・マイナ保険証を用いてアクセスできる薬剤情報等は本人の同意を前提としている

・万一、マイナ保険証を紛失したときでも、マイナンバー総合フリーダイヤルでは 24 時間 365 日体制で一時利用停止を受け付けている

◎マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

□□ マイナ保険証の登録データ点検と誤り防止策 □□

昨年 5 月に、マイナ保険証の資格情報が誤って登録された事例が報道されました。厚生労働省ではこれを受け、今年 4 月までに全ての登録済みデータの点検を実施。また、新たな誤りの事案が発生しないよう、新しいデータを登録する際には、住民基本台帳情報との突合作業をシステムで自動的に必ず実施するといった対策がとられるようになりました。

■マイナ保険証をもっていない場合は？

12 月 2 日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなりますが、最大 1 年間は現行の健康保険証が使用可能です。

現行の健康保険証の有効期限内に「資格確認書」を無償で申請によらず交付されることとなっており、医療機関の窓口でこの「資格確認書」を提示することにより今までと変わらず保険診療を受けることができます。

また、75 歳以上の人や 65 歳以上 75 歳未満の人で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人(後期高齢者医療制度の被保険者)については、2025 年 7 月末までの間における暫定的な運用として、現行の健康保険証が失効する人に対して資格確認書が無償で申請によらず交付されます。

そのため、後期高齢者医療制度の被保険者は、当分の間、申請は不要となっています。

12 月 2 日以降は、現行の健康保険証の新規発行がされなくなります。

マイナ保険証を基本とする仕組みへの移行まで時間がある今のうちに、受診する医療機関や薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーで利用登録を済ませておくことで安心です。

以上